

午時ヲ報ス、府内基準時計ハ仙台郵便局ニ於テ中央気象台ノ通報ニヨリ標準時ト整合セシモ
本年六月一日ヨリ仙台放送局ノ正午時報〔N H K ラジオ〕ト正合セシムル為中央気象台ヨリ
有線ニテ通報ヲ受クル同放送局ノ標準時ト携帯時計トヲ整合シ其規正シタル時計ニヨリ修正
ス、尚本年八月一日ヨリ麒麟麦酒株式会社仙台工場ノ依頼ニヨリ標準時ヲ報知ス』

資料 仙台市史（明治 41 年版）

正午号報ニ関スル書類（仙台市）

正午のドン（「近代東北庶民の記録」下巻（N H K 仙台制作グループ）の内）

〔この回答および上記の資料に基いてN H K が制作したテレビ番組「正午のドン」が、昭和 46
年 3 月 8 日仙台中央放送局から東北管内に向けて放送された〕

71 「重判」とは何か

問 「留守家旧家臣名簿」（樋口正文解説、水沢市立図書館、昭和 46 年刊）の解説文に、次のような個所があります。その中で「重判」とは何であるかわからぬので、お教えください。

『……以上の部分までは一本立の侍らしい待遇だったのか、そこに断り書がしてあって「是迄名乗重判相用」と記してある。名乗というのは、実名のことである。例を石原八右衛門広信にとれば、広信というのが名乗であり実名なのだ。元服の時にこれを貰う。昔のエチケットとして他人からはこの実名を呼ばれないのだったそうであるが、最も改まった席に於て、或は戦場に於て、桓武天皇九代の後胤から始めて、大音声に呼ばれるのが、実名の名乗なのだ。つまり一騎の武士の資格がないと名乗を許されなかった事が留守藩〔水沢留守家。このような称呼は不可〕でも行われたことが判る。名乗の方は判るが「重判」という方の意味がはっきりせぬ。ジュウハンか、カサネハンか、オモバンか、よみ方もハッキリしないが、ともかくハンコ、印鑑の事に違いない。名乗と並べてのものだから、実名と同様に一本立ちの士にのみ許された社会的の資格を表示するものを意味するので、実印のことと思われる。認印に対する実印で、恐らくオモバンと通称したのではあるまいか。
主判のあて字の方が妥当と思うが。因に印形使用の慣習の一般に普及したのは寛永以後の事で、実印認印というものが既に幕末にはあったのである。実印の使用には慎重を期すること、実名におけると同断であったのだ。なお花押（カオウ）をも重判と呼んだようだ。……』

答 権威を裏付け正真を証明する花押の絶対的効力が、次第に低下し、印章が花押に代って行く過渡期にかかると、花押を書いて更にこれに印章を加えること、即ち「重判」が行われるようになります。「重判」とは如何なるものか「伊達家史叢談」卷之 13（伊達邦宗）にも、次のように記さ

れています。『肯山様〔伊達綱村〕御代よりは御家中へ御知行所被下候御判物〔ごはんもつ〕は御朱印（角にて直径二寸四方御姓名）ある者にして被下候者の姓名の下へ「とのへ」と御書き被下候又当時の御知行御割目録（御添目録と称したり）は大奉書堅継紙にて御割付の田地貫高のみを記るし当時の御奉行衆連名重判（実印と書判とニツあるを重判という）にて宛名は「反」〔「ばんでん」⁽⁷⁾といい殿の階級差による使い分けの一書体〕なり』。また、「亘理町史」上巻にも『原田甲斐と伊達安芸が署名して印をついている。甲斐のは重判といって花押と印判の両方を用いており、最も重要な時に採られた形式です。これに対し伊達安芸の方は印判だけで花押はない。原田甲斐のよりも軽い形式を探っております』とあります。御質問の解説文にあるような、重判とは実印のことで主要な判であるから主判と表記すべきだと、花押をも重判と呼んだとするのは、甚だ不当な独断であります。また、その読み方も、オモパンとするなどは正しくありません、「重判」とは書判と判形との二重（重複）をいうので「じゅうばん」または「ちょうばん」と読むべきであります。

注(1) 伊達家一門の第3席。姓は藤原、もと伊沢氏と称した。源頼朝の平泉征伐後、文治6年

[1190] 奥州留守職として多賀国府に着任した伊沢将監家景の後裔である。戦国時代伊達家から入嗣した政景〔伊達晴宗の三男〕の代に大いに勢力を伸ばし、宮城郡を領していたが、天正18年〔1590〕小田原に参陣しなかったため全領を没収され、政宗の家臣となり、磐井郡黄海〔きのみ〕に知行を受け、お客大名として礼遇される一門に列した。政景の子宗利の代に金ヶ崎に、更に元和年間に水沢に知行替えとなり、1万6千3百石余を賜わった。

注(2) 当時の印章には、実印・認印の区別はなかった。現代の実印は、予め市区町村にその印鑑を登録して置き必要の際に印鑑証明を求める印章で、1人1個だけ所有し得る。他者に対する権利を証拠立てる効力をもつ。

注(3) 花押または華押とも書く。花字の押字の意味で、署名の下に書く判のことで書判〔かきはん〕ともいう。中世には判又は判形〔はんぎょう〕と称した。判とは真偽を判断する意味である。初めは名を楷書で自署したのが、次第に草書体で書く草名〔そうみょう〕となり、更に形様化したものが花押である。その形態により、草名・二合体・一字体・別様体・明朝体に区別される。このうち、近世に最も多く見られるものは明朝体である。これは明朝の字体式のもので、天平地平といい、上下に線があるので、安土桃山時代を経て江戸時代には、武家の大部分がこの形の花押を用いた。明治6年に至って、人民相互間の書類に実印を用うべきことが定められるに及び、花押は全く効力のないものとなった。しかし花押の慣習は、現在なお内閣大臣が公文書に署名書判する形などで残っている。

注(4) 書判すなわち花押のある物の意。室町時代以降、上から下に宛てた文書で、花押のあるものの汎称。

注(5) 杉原紙〔播磨国杉原村で初めて作られた楮を原料とした紙〕の厚手のもの。江戸時代に最

もよく用いられた。江戸幕府の老中などが將軍の命を奉じて出す文書〔奉書〕に用いられてからこの名が起った。大奉書とは大判の奉書紙。

注(6) 竪紙〔たてがみ〕とは、全紙そのまま使用したもの、竪文とも称した。

継紙〔つぎがみ〕とは、つぎ合わせた紙。

注(7) 「殿」は儀礼的な敬語で、差出人と受取人との関係、或いは身分関係などによって書体を変えた。また差出書き乃至宛書きを書く位置に高低上下の差があった。「殿」の種類としては〔書体はここでは省略〕

1 でんどの〔最高位〕・2 宰相どの・3 中将どの・4 ふたつかけ〔少将及び侍従などに〕・5 ひとつかけ〔四品及び諸大夫に〕・6 ぐるどの〔万石以下〕・7 ばんでん・8 仮名どの・9 (呼び捨て) があった。また、「様」の敬語は室町時代に入って現われてきたもので、江戸時代には日常語として使用されて、遂に「殿」以上にその人に対する尊敬もしくは親しみの念をあらわすようにさえなった。この「様」にも種類があった。〔書体は省略〕
1 永〔えい〕ざま・2 美〔み〕ざま・3 おっつけざま・4 爾〔に、じ〕ざま・5 仮名ざま・6 (呼び棄て) である。

資料 伊達家史叢談卷之13 (伊達邦宗)

72 石川左京とは誰か

問 昭和6年に、河北新報社が創刊35周年記念に仙台市民歌を公募した時、二等賞を受けた石川左京という人は、どのような人物ですか。

答 それは、石川善助が仙台市南町79、石川左京の名で応募したものです。「詩人石川善助資料」(木村健司編)の内「石川善助年譜稿」に『昭和6年(30才)1931……5月、仙台市民の歌に応募し第2等となり百円を得。賞金の一部で、東北めぐりに出掛け、北海道にも足をのばした。』と記されています。

石川善助は、明治34年5月21日、仙台市国分町5丁目で、父善治・母喜恵の長男として生まれています。代々「菅喜」〔かんき〕と呼ばれる市内中心街の小間物の古舗でした。明治41年立町小学校に入学、この頃から家運が衰え始め、南町79番に転居しました。大正3年市立商業学校〔現仙台商業高校〕に入ると詩作に熱中し出しました。卒業後藤崎呉服店〔現藤崎デパート〕に勤務、大正12年には友人と同人雑誌「感触」を発行、翌13年「日本詩人」に初めて詩が掲載されました。この頃「北日本詩人」「L・S・M」などを詩友と共に創刊、大正15年3月には藤崎を